

平成 25 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 通 信  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 玉 村 剛 史  
(コード番号：9435 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 広 報 ・ I R 課  
T E L 0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

当社子会社であるユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社光通信（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 7 月 1 日開催の取締役会において、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：伊奈 聡、東証 JASDAQ コード番号：3390 以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 25 年 7 月 2 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 25 年 7 月 30 日を以って終了いたしましたので、その結果について、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社光通信  
所在地 東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号

(2) 対象者の名称

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
50,000 株	一株	50,000 株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（50,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 公開買付け期間の末日までに、対象者の全ての新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者普通株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 7 月 2 日（火曜日）から平成 25 年 7 月 30 日（火曜日）まで（20 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間の延長をする旨の意見表明報告書が提出された場合は、当該公開買付け期間は 30 営業日、平成 25 年 8 月 13 日（火曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、2,500 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておらず、買付予定数の上限（50,000 株）を設定しておりましたが、応募株券等の数の合計（35,104 株）が買付予定数の上限を超えなかったため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載の通り、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 25 年 7 月 31 日に報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	35,104 株	35,104 株
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ( )	—株	—株
株 券 等 預 託 証 券 ( )	—株	—株
合 計	35,104 株	35,104 株
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	148,214 個	(買付け等前における株券等所有割合 32.18%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	45,144 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.80%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	183,318 個	(買付け等後における株券等所有割合 39.80%)

買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	45,144 個	(買付け等後における株券等所有割合 9.80%)
対象者の総株主の議決権の数	459,832 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年6月27日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、新株予約権の行使により発行又は移転される対象者普通株式も公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成25年6月27日付で提出した第17期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数(459,832株)に、同有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の全ての新株予約権の目的となる株式の数の合計数(735株)を加算した数(460,567株)に係る議決権数(460,567個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
株式会社SBI証券 東京都港区六本木1丁目6番1号

② 決済の開始日  
平成25年8月6日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、当社が平成25年7月1日付で公表した「当社子会社であるユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社光通信 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上